

2023年（令和5年）7月25日

大阪刑務所長 殿

大阪弁護士会

会長 三木 秀夫

警 告 書

申立人X氏（以下「申立人」という。）より、当会に対し、人権侵害の事実があったとして、適切な救済措置を求める旨の申立がありました。

当会において慎重に審査しました結果、著しい人権侵害があると認めましたので、以下のとおり警告します。

第1 警告の趣旨

貴所は、視力に障害を有する被収容者に対し、対象を拡大できるレンズの付いた視力を補正するための自弁のルーペの所持及び使用を認めるよう警告する。

第2 認定した事実

- 1 申立人は、貴所で受刑していた者であるが、重度の弱視（両眼視力0.01以下。視覚障害1級相当）で読み書きには補正器具としてルーペを使用する必要がある。
- 2 申立人は、過去に貴所以外の他の刑事施設ではルーペの使用を許可されていた。
- 3 2021年（令和3年）11月29日、申立人は貴所に対して、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（以下「法」という。）第42条1

項1号に基づき、ルーペは「眼鏡その他の補正器具」に該当するとして自弁のルーペの利用申請を行ったところ、以下の理由から不許可とされた。

(1) 当該ルーペは、3枚のレンズを金属製の板で挟み込むように金具で接続していることから、金属製の板を研磨して鋭利に加工することで、自傷行為や凶器に用いられる可能性があり、加えて、凸型のレンズを使用しているため、太陽光とルーペのレンズの焦点の加減で、容易に発火をさせることが可能であることから、刑事施設の規律及び秩序の維持に支障を生じるおそれがあること。

(2) 申立人が入所後40日程度経過してからルーペの使用を願い出ているところ、それまでの間、自弁の眼鏡を使用することで、特段の支障がなく受刑生活を過ごしていたと認められるほか、ルーペを必要とすることを認めるに足りる疎明がないなど、医療上の必要性が認められなかったこと。

4 申立人が上記利用申請を行ったルーペは、全体の大きさ5センチメートル、3枚のレンズの直径はいずれも3センチメートルであり、その形状は別紙写真のとおりである。

5 申立人が貴所に入所した当初40日間程度は、雑居房に収容されており、読めない文字があるときには他の受刑者に代読してもらうことができた。その後、独居房に移動してから、ルーペ使用を申し出た。

6 申立人は、当会に対して、2015年（平成27年）に貴所在監中にも、本件と同様の申告を行い（平成27年度11号事件）、本調査が開始された。このときは、2017年（平成29年）12月12日付けで、当会から貴所長に対して、「貴所は、視力に障害を有する被収容者に対し、刑事施設の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生ずるおそれが明らかでない限り、対象を拡大できるレンズの付いた視力を補正するための自弁のルーペの所持及び使用を認めるよう勧告する。」旨の勧告がなされている。

第3 当会の判断

1 被侵害利益

申立人は、視力が弱く、眼鏡では矯正が不十分であり、ルーペを使用しなければ文字の判読が著しく困難である。

文字を読むことは、情報に接する手段であり、憲法第21条に根拠を有する「知る権利」に資する。視力の矯正、補正を受けることは、知る権利、及び健康で文化的な最低限度の生活を送る権利（憲法第25条）として、保障される。

2 被収容者が自弁のルーペを使用する根拠

- (1) 法第42条1項は「被収容者には、次に掲げる物品については、刑事施設の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生ずるおそれがある場合を除き、自弁のものを使用させるものとする」として、1号で「眼鏡その他の補正器具」を挙げている。貴所は、ルーペは補正器具ではないが補正器具に準じた取り扱いをしている旨、回答している。

そこで、ルーペが補正器具であるかどうかを措くとしても、申立人には自弁のルーペの使用を認めるべきである。

- (2) また、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」は、行政機関における障害を理由とする不当な差別的取扱いを禁止している（第7条）。そして、同法第9条第1項に基づいて「法務省における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」（平成27年11月30日付け法務省人企訓第4号）も定められている。

貴所が申立人に対して自弁のルーペの使用を認めず、文字が読み取れない状態に置くのは、障害を理由とする不当な差別的取扱いに該当する。

3 貴所の使用不許可の理由について

- (1) 貴所は、ルーペの使用を認めると、「金属製の板を研磨して鋭利に加工することで自傷行為や凶器に用いられる可能性」があること、「凸型のレ

レンズを使用しているため、太陽光とルーペのレンズの焦点の加減で、容易に発火させることが可能」であること等から、刑事施設の規律及び秩序の維持に支障を生ずるおそれがあるため、使用を不許可としたと回答している。

しかし、金属製の板を研磨する等により悪用されることを防ぐためには、ルーペの使用後に回収するなど、適切な保管方法をとれば足りる。また、レンズによる発火は、直射日光など強い自然光が必要と考えられるところ、ルーペの使用場所や使用時間を別途管理するなどの方法により危険を避けることができる。

(2) さらに、申立人は、過去に他の刑事施設ではルーペの使用を許可されていた事実も認められる。とすれば、貴所の指摘する「支障を生ずるおそれ」はきわめて抽象的なものであって、申立人に保障されるべき知る権利、及び健康で文化的な最低限度の生活を送る権利を制約する理由とはならない。

(3) 貴所は、申立人が入所後40日程度経過してからルーペの使用を願い出たこと等から、ルーペがなくても支障なく受刑生活を送っていると指摘する。

しかし、これは雑居房収容中で他の受刑者に代読してもらうなどして、単に申立人が不便さを甘受していただけたことであり、支障がないことにはならない。

4 結論

以上のとおり、貴所の措置は申立人の知る権利及び健康で文化的な最低限度の生活を送る権利を不当に侵害するものであり、障害者に対する不当な差別的取扱いに該当するものでもあるから、警告の趣旨記載のとおり警告する。

以 上

(別紙：申立人使用ルーペ)

